

「成年後見制度とはどんなもの？」

平成18年12月20日

行政書士 菊地 茂

1、はじめに

- (1) 「転ばぬ先のつえ」としての「成年後見制度」「遺言制度」
- (2) 「法定後見」よりも元気なうちに「任意後見契約」を
- (3) 任意後見契約とともに、必ず遺言を遺しておく

2、成年後見制度とは

- (1) 平成12年から始まった成年後見制度とは、「どんな人が」使えるか
 - ①判断能力が不十分な成人が対象になる＝法定後見
 - ②将来に備えて準備する＝任意後見
- (2) 何故導入されたのか
 - ①これまでの制度の使い勝手をよくする
 - ②急速に進む社会の高齢化に備えて
「ノーマライゼーション」「自己決定権を尊重」
- (3) どんな特徴があるか
 - ①「法定後見制度」→「後見」「保佐」「補助」
 - ②「任意後見制度」
 - ③「後見登記制度」
- (4) 法定後見制度とは
 - ①法定後見制度を使える人とは
 - ・対象となる人
 - ・申立することができる人
 - ②「後見」の内容とは
 - ・判断能力をほとんどなくした人

- ③「保佐」とは
 - ・「重要な行為」を一人でできない人
 - ・「保佐人とは」
- ④「補助」とは
 - ・やや心配があるので援助があったほうがよい人
 - ・「補助人」とは
- ⑤「成年後見人等」には誰がなるのか
 - ・家庭裁判所によって選ばれる
 - ・身内から第三者へ、個人から法人へ
- ⑥「成年後見人等」の仕事とは
- ⑦「成年後見人等」の報酬と費用は
- ⑧「成年後見人等」の監督
- ⑨「成年後見監督人等」の職務とは
- ⑩「成年後見監督人等」には誰がなるのか
- ⑪「成年後見監督人等」を解任できるのか
- ⑫「後見等」を利用するための手続きは
- ⑬「法定後見制度」を利用するための手続きにかかる日数は
- ⑭「法定後見制度」を利用するための手続きにかかる費用は
- ⑮本人の判断能力の判定をどうするか
- ⑯「法定後見制度」における被後見人等の不利益は

(5) 任意後見制度とは

- ①法定後見制度との違い
 - ・将来に備えて準備しておく制度
 - ・保護、支援してくれる人や内容をあらかじめ自己決定できる
- ②類似の制度としての「委任契約」との違い
- ③利用するためには
- ④手続きは
- ⑤「任意後見契約」の内容とは
- ⑥「任意後見契約」はどのように結ぶのか、その費用は
- ⑦「任意後見人」の職務は、その報酬は
- ⑧「任意後見人」に尊厳死の実行や死後の処理を頼めるか
- ⑨「任意後見人」には誰がなるか
- ⑩「任意後見監督人」を選任する手続きと費用
- ⑪「任意後見監督人」になる人

- ⑫「任意後見監督人」職務は、その報酬
- ⑬「任意後見監督人」辞任は、解任は
- ⑭「任意後見契約」の内容変更と「解除」は
- ⑮「任意後見契約」終了とその対応
- ⑯任意後見と法定後見との調整

(6) 成年後見登記制度とは

- ①「登記」が行なわれる場合
- ②「登記」の申請は
- ③「登記」の事項は
- ④「登記」の証明は
- ⑤「登記事項証明書」の入手のしかた
- ⑥「禁治産」「準禁治産」の記載との関係

(7) 遺言制度と遺産相続

- ①遺言とは
- ②遺産相続とは
- ③「相続人」以外に財産を与えたい場合は
- ④「相続人」なのに相続させたくない場合は
- ⑤有効な遺言とは
- ⑥絶対に遺言が必要な場合は
- ⑦できれば遺言したほうがよい場合は

以上、どうぞお気軽にご相談下さい

・福祉法務・国際法務・相続法務・著作権法務

シャローム行政書士事務所

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡3丁目9番15-305号

TEL:022-293-3056 FAX:022-293-3022

<http://www1.ocn.ne.jp/sko/>

E-mail:sko@cocoa.ocn.ne.jp